

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成24年11月7日

審査機関名 ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッド

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	岡山市における廃食油由来のバイオディーゼル燃料の導入によるCO2排出削減事業
排出削減事業者名	岡山市
排出削減共同実施事業者名	カーボンフリーコンサルティング株式会社 (その他関連事業者名:なし)
事業実施場所	岡山市役所本庁(岡山市北区大供一丁目1-1) 野殿事業所(岡山市北区野殿西町1-5) 当新田事業所(岡山市南区当新田486-1) 岡南事業所(岡山市南区豊成一丁目4-1) 西大寺事業所(岡山市東区西大寺二丁目6-22) 資源事業所(岡山市南区当新田433-1) 粗大事業所(岡山市北区野殿西町428-6) 水路清掃事業所(岡山市南区当新田486-1) 第一事業所(岡山市南区当新田485-1) 山上埋立管理事務所(岡山市北区山上152) 以上計10箇所の事業所。
事業の概要	バイオディーゼル燃料(以下BDFと言う)の販売供給会社であるバイオディーゼル岡山株式会社よりBDFを購入し、それをBDF使用に改造した車輛(主にゴミ回収を目的としている)で使用し、化石燃料をバイオディーゼル燃料に変更する事により、省エネ、CO2排出削減を図るものである。 バイオディーゼル燃料設備はバウンダリ外としている。この設備は廃食油からバイオディーゼル燃料(BDF)を精製するもので、廃食油以外にメタノール及び系統電力をこの精製で消費するので、これらをリーケージとして算定している。
排出削減量の計画	2009年度 379tCO2/年 2010年度 651tCO2/年 2011年度 937tCO2/年

	2012年度 914tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 2,881tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	開始日 2009年7月1日 終了予定日 2013年3月31日
排出削減方法論	方法論番号 028: 化石燃料からバイオディーゼル燃料への切り替え

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して事業の実態、新設設備の設置場所をレイアウト図等により特定し確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：岡山市市役所本庁舎及び前述事業概要に列記した事業所</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2012年10月5日</p>
追加性を有すること	<p>1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO₂ 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施への質問等により確認した。</p> <p>2) 本事業が実施されない場合には、ごみ回収車等車輛の燃料として軽油等の化石燃料が継続して使用続けられることを、質問、関連資料の閲覧、及び事業サイトの訪問時の事業者業態により確認した。</p> <p>3) 排出削減事業の投資回収年数については、当排出削減事業は、入手した根拠資料、質問等により回収年数が12.9年であることを確認した。これは国内クレジット認証委員会規程の排出削減設備の投資判断基準である回収年数「概ね3年以上」と比較して長く、本事業者としても通例では投資決定に至る案件ではない事を確認している。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。軽油単価については1リットル当たり約108円（石油情報センター_軽油_岡山県_2009.7</p>

	<p>～2010.6平均値)として計算している事を確認している。また、BDFの購入単価については事業開始の2009年7月から一年間の実績値より算出し、平均で106円である事を確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>当事業者は環境負荷の軽減の為、市民のコンセンサスを基に使用車両燃料の軽油をバイオディーゼル燃料へ切り替えを図る事を最優先課題として考えており、業務上必要であると判断される場合、投資回収年数を問わず投資を行うこととしている。</p> <p>通常の判断基準より長い回収期間を要する本事業は、国内クレジット制度によるクレジットの期待なくして実施される事は難しいと判断できる。また、この投資回収年だけでなく、国内クレジット制度への取り組みにより、本排出削減事業者の環境への姿勢をアピールできる効果が期待出来る事が、投資決定の一因となっている。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>排出削減事業者への質問等により当事業者が自主行動計画制度に入っていないことを確認している。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>本排出削減事業は、承認済み排出削減方法論028に基づき排出削減量を計算している事を確認している。</p> <p>承認済み排出削減方法論028「化石燃料からバイオディーゼル燃料への切り替え」</p> <p>1) 当該方法論の適用条件を満たしていることを下記のとおり確認した。</p> <p>【方法論番号028】</p> <p>適用条件1については、現地視察、関係者からの聴取及び事業実施前に使用していた軽油の購入伝票やBDFの購入実績などの証跡によりバイオディーゼル燃料への切り替えが行なわれる事を確認した。また、方法論で規定する「バイオディーゼル燃料の製造・使用にかかるガイドライン」を満たしている事や利用する車両の自動車検査証の備考欄にバイオディーゼル燃料を併用使用している旨記載されている事を確認した。</p> <p>適用条件2については、バイオディーゼル燃料への切り替えが行なわれない場合は、従来使用されていた化石燃料(軽油)が継続して使用される事を事業者への質問、根拠資料などにより確認した。</p> <p>2) バウンダリーについては、事業者への質問、サイト視察、及びバイオディーゼル燃料製造会社からの説明により、バイオディーゼ</p>

	<p>ル燃料を消費する車両等に設定され、製造設備はバウンダリー外として設定されている事を確認した。</p> <p>3) ベースラインについては、適用方法論と排出削減計画書記載事項の内容との整合性を確認し、事業実施後のバイオディーゼル燃料使用量及びその単位発熱量等により求める事を確認した。</p> <p>4) リークージについては、BDF設備を稼働させる動力として系統電力の使用やメタノールの使用が上げられるが、これはリークージ排出量として算定する事になっている。</p> <p>6) 排出削減量については、適用方法論の内容と排出削減計画書記載事項との整合性を確認し、方法論の定めた計算式との照合、関連資料による確認、検算を通じて確認した。方法論の適用に際しては、十分に保守的見積もりとなっている事を確認した。</p> <p>7) モニタリング方法及びその他については、事業者への質問と関連資料の閲覧により全て適切である事を確認した。尚、モニタリングに際しては、バイオディーゼル燃料を車両に用いる場合は利用する車両の自動車検査証の備考欄にバイオディーゼル燃料を併用使用する旨の記載が必要となる事を確認した。</p>
--	---

4. 特記事項

- 現地有効化審査に於いて、更に確認すべき事項が検出されたが、それらは全て適切に処置された事を確認した。

以上